

# 受動喫煙の防止が強化されます



平成30年7月、受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。たばこによる身体への影響と、禁煙を応援する「禁煙宣言プロジェクト事業」も併せてお知らせします。

小樽市における喫煙者の割合は、「平成28年度第2次健康おたる21中間アンケート」によると、18・3%（男性27・2%、女性11・8%）でした。喫煙はあらゆる病気の原因となります。28年9月に厚生労働省が公表した「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」では、がんや循環器疾患、呼吸器疾患など、喫煙と病気などの因果関係が示されています（右の表を参照）。

また、自分の意思に関係なく、他人のたばこの煙を吸われることを受動喫煙といい、がんや循環器疾患、子どもへ

の影響などさまざまな健康被害をもたらします（右の表を参照）。

15年に健康増進法によって受動喫煙防止が努力義務とされましたが、飲食店や職場などでの受動喫煙は依然として多くありました。

受動喫煙の防止を強化するため、30年7月、健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」という）が公布されました。この法律は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される32年に全面施行されます。

改正健康増進法の基本的な考え方は、「望まない受動喫煙」をなくす、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、

## たばこによる健康被害

喫煙による健康被害	
がん	肺がん、口腔・咽頭がん、喉頭がん、鼻腔・副鼻腔がん、食道がん、胃がん、肝臓がん、膵臓がん、ぼうこうがん、子宮頸がん、がん患者の二次がん罹患
循環器疾患	虚血性心疾患、脳卒中、腹部大動脈瘤、末梢性の動脈硬化症
呼吸器疾患	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、呼吸機能低下、結核(死亡)
その他	2型糖尿病の発症、歯周病、ニコチン依存症
受動喫煙による健康被害	
がん	肺がん
循環器疾患	虚血性心疾患、脳卒中
子どもへの影響	小児のぜんそく、乳幼児突然死症候群(SIDS)

患者等に特に配慮する」、「施設の種類、場所ごとに対策を実施する」です。

今後、市においても積極的に受動喫煙対策を推進していきます。

**あなたの禁煙を応援します**

禁煙はこれまで個人の意志や努力の問題とされてきましたが、「ニコチン依存症」という病気に



対する治療ととらえ、医師による禁煙治療・指導が公的医療保険の対象となりました。

医師のサポートを受けながら、禁煙補助剤を用いる禁煙成功率が大きく上がると言われています。

30年10月時点で、市内13カ所の医療機関で保険適用の禁煙外来が設置されています（保険適用には条件があります）。

また、市では禁煙を始める方を応援する「禁煙宣言プロジェクト事業」を行っています（右の囲みを参照）。

禁煙を考えている方はぜひチャレンジしてみませんか。

◆お問い合わせは、保健所健康増進課 ☎ 3110、FAX ☎ 1469 へどうぞ。

## 禁煙宣言プロジェクト事業の登録者を募集しています！

市では、禁煙を始める方を応援するために「禁煙宣言プロジェクト事業」を行っています。登録していただいた方にメールなどで定期的に情報提供を行うほか、禁煙相談も受け付けています。

禁煙宣言登録から1年間禁煙を継続された方には、禁煙達成修了証書を交付します。また、禁煙を始めた方の人数などをホームページでお知らせしています。

### 【登録方法】

禁煙宣言登録用紙に必要事項を記入し、直接または郵送、ファクス、メールで保健所健康増進課（〒047-0033・富岡1-5-12）へ提出してください。登録用紙は同課で配布しているほか、ホームページからも入手できます（右のQRコードを参照）。



☒ 詳細 保健所健康増進課 ☎ 3110、FAX ☎ 1469、✉ kenko@city.otaru.lg.jp